

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（派遣元事業場）に雇用され、C（派遣先事業場）において就労していたところ、同年〇月〇日、顧客の倉庫へPOSレジ（約32Kg）を引き取りに行った際、POSレジを持ち上げて台車に乗せようとしたところ、不自然な姿勢になり、腰を負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、翌〇日、D医院に受診し「腰椎捻挫」と診断され、同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで休業した後、同月〇日に就労復帰したが、同月〇日から再び休業した。

請求人は、監督署長に「腰椎椎間板ヘルニア」の傷病名にて平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、医療機関に通院した日についてのみこれを支給し、その他の日については支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間における休業補償給付の請求のうち、請求人が医療機関に通院した日についてはこれを支給し、通院日以外の日は療養のため労働することができない日とは認められないとして、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、再審査請求の理由及び意見書において、主治医等の意見書及び地方労災医員の意見書の内容は誤りであり、また、主治医は意見書が間違いであることを認めているものであり、休業期間中は就労が絶対に不可能であったことは明らかである旨主張している。そこで検討すると、以下のとおりである。

(2) 主治医意見書について

主治医の平成〇年〇月〇日付け意見書には、就労復帰前の診察時（平成〇年〇月〇日）と就労中の診察時（同年〇月〇日）、及び就労中の診察時（同日）と再休業後の診察時（同年〇月〇日）におけるそれぞれの症状変化の有無について、いずれも「特に認めない」とし、休業補償給付請求期間（同年〇月〇日～〇月〇日）における就労（軽作業）の可否について「就労は可と考えられる」と記載されている。

他方、請求人提出の平成〇年〇月〇日付け主治医作成診断書には、腰椎椎間板ヘルニアにて平成〇年〇月〇日より同年〇月〇日まで症状の増悪あり、就労不可であったと記載されている。ところが、同診断書には判断を変更するに至った医学的根拠等は全く記載されていない。一方、E病院診療録には、平成〇年〇月〇日に診察したF医師が「現状は軽作業は可能なレベル（休業補償の対象外）に近いといえる。職場復帰に向けて努力をしていただくよう説明した」旨が記載されている。この点、地方労災医員も、平成〇年〇月〇日付け意見書

及び平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日付け主治医診断書から判断して、その時点で症状固定とすべき状況であったと思われる」旨述べている。

当審査会としては、これら医師の意見書に鑑みると、請求人について、本件請求期間における通院日以外の日において、休業の必要性を認めることは困難であり、通院した日のみを療養のため労働することができなかった日と認めるとする判断は、妥当なものであると思料する。

なお、請求人は、F医師の診断は請求人の実際の症状を全く分かっておらず大きな間違いであり、また、地方労災医員の所見は、診察無しに正確な診断ができるはずがなく、信憑性に欠けるなどと申し立てているが、F医師の診断は、請求人が本件負傷の翌日（平成〇年〇月〇日）受診したD医院提示の画像データ及び本件負傷前の同年〇月〇日以降の腰痛受診状況に言及した情報提供書等も踏まえた他覚的所見であり、また、地方労災医員の所見は、請求人の意見書、主治医意見書、受診医療機関の診療録及びエックス線写真、MRI写真等を踏まえた他覚的所見であると判断できるものであり、信憑性に欠けるものではないと判断したことを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人の請求した休業補償給付のうち、請求人が医療機関に通院した日についてはこれを支給し、その他の日についてはこれを支給しないとした監督署長の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。